　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　保政第1007‐2号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和４年10月６日

　県内医療機関開設者　各位

埼玉県保健医療部長　山﨑　達也

（ 　公　　印　　省　　略　 ）

新型コロナワクチン未接種者に対するかかりつけ医等からの接種促進の呼びかけについて（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスのワクチン接種については、全県的に取組を進めており、各医療機関におかれましても、多大なるご協力をいただいているところです。

他方、現時点で未接種者の方も一定数いらっしゃることから、接種促進の取組については、引き続き注力をしていく必要がございます。

とりわけ、６０歳以上の年齢層の方は、未接種の場合の重症化リスクや死亡リスクが高いとされ、重篤化することで、医療提供体制をひっ迫させる懸念があることから、積極的に接種を働きかける必要がございます。

本県からの呼びかけや各種広報の取組は継続して行ってまいりますが、未接種者の方にとって身近なかかりつけの医師である皆様から、接種を働きかけていただければと存じます。

記

１　６０歳以上の方に呼びかけていただきたい内容

　（１）初回接種（１、２回目接種）については、当初令和４年９月末日までとされていたが、令和５年３月末日まで延長され、現在も初回接種はできること。

　（２）現在主流のオミクロン株は、従来株と比べると重症化しにくいと言われてはいるが、それでも、年齢が高い方の場合、重症化する可能性が高く、オミクロン株対応ワクチンは初回接種を済ませていないと打てないこと。

　（３）初回接種を済ませるだけでも、未接種の場合と比べると重症化や死亡リスクが抑えられること。

２　呼びかけ対象者について

普段の診療等を通じて、接種歴の有無がわかっている６０歳以上の未接種者の方を対象としてください。

※　接種歴の有無を改めて確認いただくという趣旨ではありません。

　　　担　当　ワクチン対策担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　濟木・黒田・佐々木

　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　０４８－８３０－７５０８

　　　　　　　　　　　　　　　　　メール　a7500-02@pref.saitama.lg.jp